

## 目 次

- 1 定期監査（10月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 1  
・総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課)  
・選挙管理委員会
- 2 定期監査（11月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 17  
・市民部(税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課)  
・三橋庁舎(市民サービス課)
- 3 定期監査（12月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 33  
・建設部(建設課、都市計画課、国土調査課)  
・水道課、下水道課
- 4 定期監査（1月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 51  
・教育部(学校教育課、図書館)  
・小・中学校
- 5 定期監査（2月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 69  
・保健福祉部(福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)
- 6 定期監査（3月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 87  
・産業経済部(農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課)  
・農業委員会
- 7 定期監査（4月分）における指摘事項の措置状況報告書 . . . . . P 105  
・消防本部  
・教育部(生涯学習課)

## 柳川市監査委員告示第18号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和2年10月に実施した総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年12月28日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

2柳人秘第1434号  
令和2年12月10日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(総務部人事秘書課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年11月30日付け、2柳監査第137号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部人事秘書課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 令和2年1月27日に大野城市へ旅行した職員について、誤った金額の旅費を支給している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>「〇〇報告会」という旅行用件であったため、職員研修以外と思い込み、通常の大野城市までの定額旅費の金額で支給していた。職員研修旅費の金額で支給すべきだった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済み』</p> <p>11月に差額分100円の追加支給を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>旅行用件だけで判断せず、職員研修かどうかの確認作業を怠らないこと。今後、ミスがないよう再確認を徹底するなど、気を引き締めて事務処理にあたります。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 令和2年1月分の職員の時間外勤務手当について、勤務時間数を誤って支払っているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>人的ミスによるもの。チェックは行っていたが、大量に処理することから誤りが発生した状況。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>対象職員に個別に説明を行い、令和2年12月給与にて調整を行う。(追給・返納)</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今年度より時間外勤務システムを導入しており、平日の通常の時間外勤務分は、自動計算されている。また、データでの基本項目のチェックを行っており、誤りが解消できる。</p>

2柳総務第2137号  
令和2年12月9日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(総務部総務課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年11月30日付け、2柳監査第137号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部総務課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>	
ア	職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 急遽、協議を行う必要があったため、慌てて出張しました。その際、上司への口頭での報告だけで旅行命令簿の作成を失念してしまいました。
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、旅行命令簿を作成し、命令権者の命令を受けました。
3	再発防止策の内容 今後は、課内職員同士の確認を徹底し、再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>	
イ	柳川市行政区活動助成金及び柳川市地区等運営補助金に係る請求書について、請求書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
<b>措置等の内容</b>	
1	原因 区長の手間を省くため、補助金交付申請書と同時に請求書も提出してもらっており、補助金交付決定後に文書番号、請求書の日付及び委任状の日付も市の担当者で記入していました。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 今年度の行政区活動助成金、地区等運営補助金ともに申請受付を終了しているため、修正は行いませんでした。
3	再発防止策の内容 請求書の記入例に、請求書の日付を空欄にするよう記していましたが、指摘のとおり不適切であるため、その文言を削除し、今後は、適切な記入例を作成し、且つ、なるべく区長に手間がかからないような方法を検討いたします。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>	
ア	カーブミラー購入に係る単価契約の契約書において、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率とされていない。

<b>措置等の内容</b>	
1 原因	契約書作成時に前年度の契約書を参考に行い、政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率について確認を怠っていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	契約業者に対し、遅延利息の率について政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率について差異があったことを説明し、契約書の修正を行いました。
3 再発防止策の内容	契約書の作成時、各項目について十分に確認を行います。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>	
イ	令和元年9月17日に決裁された防護柵取付用材料費に係る物品購入において、予定価格が3万円を超えているが、契約締結伺書が作成されていない。
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	物品購入伺い作成の際、3万円を超えない別案件の資料を参考に作成を行い、契約締結伺書について作成していませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	事後ではありますが、契約締結伺書を作成しました。
3 再発防止策の内容	柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱を確認し、回覧時には職員一人一人がチェックし、再発防止に努めます。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>	
ウ	令和2年8月26日に納品確認された物品について、契約締結伺書の決裁欄が未決裁である。
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	決裁時の確認不足でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』	事後ではありますが、決裁欄に押印を受けました。
3 再発防止策の内容	決裁時に確認を徹底することとし、今後このようなことがないように事務を行ってまいります。

2 柳企画第 6 6 5 号  
令和 2 年 1 2 月 1 6 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(総務部企画課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 1 1 月 3 0 日付け、2 柳監査第 1 3 7 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 第2次柳川市総合計画・後期基本計画印刷製本業務請負契約について、設定された予定価格を超えた金額で契約締結している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>企画コンペの際の実施要領では、審査結果の通知後選定された事業者との間で契約締結に向け直ちに協議を行い、契約を締結することとしていました。企画コンペの最高得点業者と協議を行うなかで、市側から概要版は子どもや高齢者を対象としたもので、なるべく字を大きくすることやイラストを多用したいとの思いから用紙規格をB5からA4へと変更を見積もり依頼したものです。当初の予定通り契約し、その後仕様を変更し変更契約を行うべきでしたが、時間もなかったため、当初の予定価格を超えたものでその経緯や契約額も提示した上で決裁を行ったものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約を締結し、事業が完了しているため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今回の指摘事項を課内で共有し、また契約事務規則の遵守を再度徹底することで再発防止に努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
イ 第2次柳川市総合計画・後期基本計画印刷製本業務請負契約について、企画コンペ採点表の集計に誤りがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>企画コンペ採点表について、複数人による確認は行いましたが、合計点の確認が不足しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>企画コンペ採点表の修正を行いました。修正後、順位の変動はありません。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後このようなことがないように、確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ウ 柳川市出合い応援事業業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約

保証金を免除している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約保証金の免除について決裁を受けることを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 事後決裁になるため、不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後このようなことがないよう、年度初めに契約事務規則などの研修を課内で実施し、再発防止に努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
エ 柳川市出合い応援事業について、参加者負担金が事業の受託者により徴収されている。市の主催事業に伴う参加者から徴収する参加費用については、市の歳入として整理されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 イベントの魅力を創出する手段として飲食は不可欠と考えています。しかし、本市の予算編成方針で高額な飲食代の支出は好ましくないとされており、委託費より飲食代を支出することは上記にあたることから飲食代は委託費から支出せずに参加者から負担金として徴収していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 事業が終了しているため、不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 事業の魅力創出として不可欠な飲食の取り扱いについて再度検討します。また、事業費として参加者負担金を徴収した場合は、市の歳入として処理します。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
オ MultiWriter8600 用トナーの単価契約について、契約締結日の決裁前の日付けで契約締結されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 MultiWriter8600 用トナーの単価契約について、契約締結日の決裁日で契約締結しなければならないところを、誤って起案日の日付で契約を行っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に締結した契約に係る事務処理であるため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則の共通理解を図り、今後このようなことがないよう適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
カ 柳川市コミュニティバス待合環境整備業務委託について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、契約内容と合致していない。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に正しく記載されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 財務規則第 21 条 (2) の「財産の買入れ」に該当するものと認識していたため、随意契約としておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 すでに契約を行ったため、不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 予算科目が業務委託契約となっている以上、財産の買入れには合致しない旨総務課からの意見がありましたので、今後はガイドライン等に基づいて適正な契約事務を行います。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>キ 下記の契約について、予定価格が設定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内ネットワーク機器・運用保守業務</li> <li>・ 地方公共団体情報セキュリティ強化対策整備に係る保守業務委託</li> <li>・ ファイルサーバ運用保守業務委託</li> <li>・ L G W A Nサーバ保守業務委託</li> <li>・ 非常用発電装置保守及び定期点検</li> <li>・ 議会中継インターネット配信サービス</li> <li>・ 高速ページプリンタ有寿命部品交換業務</li> <li>・ A c t i v e E t h e r サービス利用契約</li> <li>・ メールセキュリティサービス使用契約</li> <li>・ リモートウイルスチェックサービス使用契約</li> <li>・ トナーカートリッジ単価契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務担当者の契約事務処理に関する認識及び確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に締結した契約に係る事務処理であるため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則の共通理解を図り、今後このようなことがないように適正な契約事務処理の徹底に努めます。また、今回指摘がありました契約事務については、一覧表（予定価格の未設定分）を作成し、来年度以降の再発防止に努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ク 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する日までに契約締結していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川市統計業務支援システム賃貸借契約</li> <li>・広報やながわ印刷単価契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 業者選定後、7 日以内に契約書を作成するのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに契約締結済みのため不措置としています。</p> <p>3 再発防止策の内容 柳川市契約事務規則を課内職員で共通理解をしたうえで、今後このようなことがないように、適正な契約事務処理の徹底に努めます。</p>

2柳財政第740号  
令和2年12月4日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(総務部財政課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年11月30日付け、2柳監査第137号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

総務部財政課

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 令和2年度柳川市電話交換業務委託に係る契約について、令和2年4月1日付で契約締結しているが、契約締結時に決裁権者の押印がない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 決裁回覧後、決裁権者まですべて押印されているか確認を怠り、見落とししました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 決裁権者に決裁を受けました。
3 再発防止策の内容 決裁回覧後も確認を行い、適正に事務手続きを行います。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
イ ふるさと納税の募集広告掲載に係る契約について、起案文書に随意契約の根拠規定の記載がない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 起案文書に随意契約の根拠規定を記載することを失念していました。 また、適正な事務手続きを行うための確認体制が不十分でした。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に締結した契約に係る事務処理のため。 なお、指摘事項については、再発防止のため課内で事務の確認を行っていきます。
3 再発防止策の内容 契約事務規則を再度確認し、適正に事務手続きを行います。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ウ 企画課設置カラー複合機・総務課設置モノクロコピー機賃貸借契約について、契約締結に係る起案文書の施行日と契約締結日が相違している。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 今回の賃貸借契約は長期継続契約に該当するため、3月に事務を進め、3月26日に文書を施行し、4月1日から使用を開始することとしました。本来であれば、文書施行日を契約日とするところを使用期間の初日としてしまったものです。

2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』

既に締結した契約に係る事務処理のため。

なお、指摘事項については、再発防止のため課内で事務の確認を行っていきます。

3 再発防止策の内容

契約締結時の確認を徹底し、適正な事務処理を図ります。

2柳選管第287号  
令和2年12月1日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市選挙管理委員会委員長 山田 孝一

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年11月30日付け2柳監査第137号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務	
ア	令和2年3月27日付で決定を受けた第25回参議院議員通常選挙の執行に要する経費に係る調定決議書の起票日が、同月31日となっている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。
措置等の内容	
1	原因 令和2年4月10日に参議院議員通常選挙の執行経費に係る交付金の決定通知を受け付けており、調定決議書を起票する際に、前年度末の日付だろうという思い込みで起票し、交付決定の日付を確認していなかったため。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に会計年度が終了しており、現段階で調定変更の処理は不可能であるため現状のままとする。
3	再発防止策の内容 出納整理期間中に届いた文書だからと安易に年度末の日付で処理するのではなく、起票した伝票と根拠となる文書とを照らし合わせ、誤り等がないか十分な確認を行うことを徹底する。

## 柳川市監査委員告示第2号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和2年11月に実施した市民部（税務課、市民課、生活環境課、廃棄物対策課）、大和庁舎（市民サービス課）、三橋庁舎（市民サービス課）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年1月29日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

2柳税務第1306号  
令和3年1月14日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次  
(市民部税務課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年12月28日付け2柳監査第154号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部税務課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 公用車使用で市外への旅行の際、旅行命令書に記載及び旅行命令権者の命令を受けるのを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 事後にはなりますが、旅行命令書に記載し、旅行命令権者の命令を受け、該当職員に対し旅費を支給しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項を回覧するとともに、公用車使用で市外への旅行の際は、必ず旅行命令書に記載し、命令権者の命令を受けてから旅行するよう該当職員に指導及び課内で周知徹底しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 令和元年分所得税確定申告受付業務委託に係る支出負担行為書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は、財務規則第50条の規定により適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約締結後直ぐに支出負担行為書を起票すべきところを、業務が完了した後に起票していたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に委託料を支出済みの為</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項を課内で共有するとともに、今後は契約締結後速やかに起票を行うように徹底いたします。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 下記の契約について、契約締結に係る起案文書が決裁権者により決裁されていない。 ・ 共通納税 ASP サービス導入業務委託

<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年分所得税確定申告受付業務委託</li> <li>・電子申告の達人システム使用</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 柳川市事務決裁規程 別表第3にて判断すべきところを、別表第4を基準として判断していたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項を課内で共有し、再度事務決裁規程の確認を行い、次回も同様な誤りが起きないように徹底いたします。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
イ 国税連携システム保守業務委託について、予定価格調書の予定価格が誤記されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 予定価格調書の予定価格（入札比較価格×1.10）について計算が誤っていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項を課内共有し、十分に確認を行うこととし、以後同様の誤りが起きないように徹底いたします。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ウ 下記の契約について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議がない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携・年金特徴・電子申告・共通納税 ASP サービス利用</li> <li>・確定申告支援システム保守業務</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 柳川市財務規則の事前確認を怠っていたことによるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 既に契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項の内容及び柳川市財務規則について課内で確認を行い、以降同様な誤りが起きないように徹底いたします。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p>
<p>エ GIS サーバ保守契約について、支払遅延に対する遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率を確認していなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』 契約書の遅延利息の 12% を 2.6% に訂正依頼（相手方了承済）をし、両者の訂正印を押印しています。</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項の内容について係内で確認を行い、以降同様な誤りが起きないように徹底いたしました。</p>

2 柳市民第 3 2 3 号  
令和 3 年 1 月 1 2 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(市民部市民課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 1 2 月 2 8 日付け 2 柳監査第 1 5 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部市民課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 令和2年3月1日に起票された「マイナ・アシスト賃貸借契約」に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 伝票作成が多い年度末であったため、会計課の確認印が漏れているのに気づかずに保管してしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に支出命令書により支払い済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、今回の様な関係課の確認印の漏れがないように、経理担当者が伝票保管時にも注意深くチェックして保管するよう担当者、決裁権者で話し合いました。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ア 下記の契約について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DNP マイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末 マイ・アシスト1台 (契約期間 令和2年2月1日～令和3年3月31日)</li> <li>・DNP マイナンバーカードオンライン申請補助タブレット端末 マイ・アシスト1台 (契約期間 令和2年3月1日～令和5年3月31日)</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 財務規則には、「複写機等の複数年契約」とあったため、タブレットが複写機等に含まれるとは思わず、総務部長の合議が漏れていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に契約締結済みのため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、機器等の複数年契約に関しては、財務規則の規定に則った処理になっているか慎重に確認をとりながら、適正な事務処理に努めます。また、今回の指摘事項を決裁権者同士で情報共有し、漏れが無いよう注意します。</p>

2柳生環第1235号  
令和3年1月28日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(市民部生活環境課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和2年12月28日付け2柳監査第154号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部生活環境課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
<p>ア 合併処理浄化槽補助金交付申請書について、下記のものが見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第14号に規定する承諾書（様式第1号の4）の添付がない。</li> <li>・交付申請額の記入がない。</li> <li>・交付申請額を鉛筆で訂正している。</li> <li>・決裁権者の押印がない。</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 補助金交付申請書提出時の確認不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 柳川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条第14号に規定する承諾書（様式第1号の4）を取得添付し、記入押印漏れに対しては、記入並びに押印を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 添付書類リストにより確認を行い、記入押印漏れの無いよう徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
<p>イ 生ごみ処理機器設置事業補助金（変更）交付申請書について、決裁権者の押印のないものがある。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 補助金申請書提出回覧時における押印確認不足のためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 再度申請書の回覧を行い、押印を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 漏れが無いよう複数回の確認を行い、遺漏の無いよう努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ア 下記業務については随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由の記載がない。また、③については随意契約の根拠規定の記載もない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① カラス等の巣の撤去等業務</li> <li>② 環境活動業務</li> </ul>

③ 狂犬病予防法に関する事務
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 委託業務内容に対応できるものが、市内では①柳川造園組合、②柳川市地域婦人会連絡協議会、③市内で開業している獣医師3名と限定的であったことから、記載不要と誤認していたためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 次年度の契約において、起案文書に「随意契約の理由」「根拠規定」「予算額」を記載するよう、担当職員及び係長に指示を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案文書の回覧時に担当係長をはじめとする複数職員による確実なチェックを実施します。</p>

2 柳廃対第 3 4 8 号  
令和 3 年 1 月 2 1 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(市民部廃棄物対策課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 1 2 月 2 8 日付け 2 柳監査第 1 5 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

市民部廃棄物対策課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 中六拾町中東区線舗装工事の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 会計管理者への通知を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後にはなりましたが、会計管理者に通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務処理の確認作業を複数人で行うことを徹底することとしました。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等旅費に関する条例施行規則第3条の規定によりその都度旅行命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 口頭での出張申請及び命令を受け出張したもので、旅行者と財務担当者間との連絡が不十分であったためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、指摘後速やかに旅行命令の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 旅行者は旅行予定を財務担当者に伝え、旅費支給時に職員同士が確認することを徹底することとしました。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 下記の契約において、予算が不足しているにもかかわらず契約締結を行っている。 ・大和最終処分場伐採剪定業務委託契約 ・1、2号炉内補修工事、2号炉高架煙道補修、2号炉再燃室耐火物補修工事
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 金額のおおよその目安がついた時点で契約事務に入ってしまう、予算の流用申請が後手に</p>

<p>なっていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、指摘後速やかに流用申請の決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務手続きの流れを確認したうえで、担当者だけでなく係内の複数職員が確認を徹底することとしました。</p>
--

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p> <p>イ 下記の契約は契約金額が 200 万円以上であるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両開不燃物中間処理場フォークリフト購入</li> <li>・工場棟側壁雨漏れ修繕及び高所雨桶修繕</li> <li>・1、2 号炉内補修工事、2 号炉高架煙道補修、2 号炉再燃室耐火物補修工事（前期・後期）</li> <li>・ごみ焼却灰運搬委託契約（単価契約）</li> <li>・ごみ焼却灰のセメント原料化業務委託契約（単価契約）</li> <li>・ごみ焼却灰運搬・処分契約（単価契約）</li> <li>・一般廃棄物（処理残渣）運搬・処理委託契約（単価契約）</li> <li>・金属類及び不燃性粗大ごみの処理委託契約（単価契約）</li> <li>・一般廃棄物（資源物）の中間処理委託契約</li> <li>・一般廃棄物（不燃ごみ）収集運搬業務委託契約</li> <li>・清掃工場夜間運転（二直）管理業務委託契約</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p> <p>1 原因 合議を受けることを失念したまま契約業務を進めてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、指摘後速やかに合議を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約締結の決裁を行う際には、契約に係る手続きを確認したうえで、担当者だけでなく係内の複数職員が確認を徹底することとしました。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p> <p>ウ 下記の契約について、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみクレーンバケット吊金具修繕（予定価格 753,500 円）</li> <li>・冷却水クーラー修繕（予定価格 531,850 円）</li> </ul>
--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ No.2, No.3 ダストコンベア修繕（予定価格 1,111,000 円）</li> <li>・ 油圧ユニット作動油交換（予定価格 567,160 円）</li> <li>・ 噴射水加圧ポンプ購入（予定価格 693,000 円）</li> <li>・ サンテナー（不燃物回収用カゴ）購入（予定価格 566,500 円）</li> <li>・ 高反応性消石灰（ゾルバリット）購入（予定価格 510,741 円）</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約事務規則の認識不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、指摘後速やかに適正な決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 起案文書に記載すべき事項を再度確認するとともに、担当者だけでなく係内の複数の職員がチェックしながら契約事務を進めていくことを徹底することとしました。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
エ 電話機賃貸借契約について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約事務手続きの認識不足によるものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結が終了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約書の内容については、担当者だけでなく係内の複数の職員がチェックしながら契約事務を進めていくことを徹底することとしました。</p>

2 柳三市第 2 7 6 号  
令和 3 年 1 月 1 2 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(三橋庁舎市民サービス課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 2 年 1 2 月 2 8 日付け 2 柳監査第 1 5 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

三橋庁舎市民サービス課

<p><b>指摘事項 (1) 収入事務</b></p>
<p>ア 令和2年4月1日に締結された九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所との土地建物賃貸借契約に係る賃貸借料の調定決議書は同年6月3日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因  令和2年4月1日付で九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所長の人事異動が発令されており、それに伴い、賃貸借料の請求について、同事務所との協議に時間を要したため、事務処理が遅れてしまいました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』  すでに納入済みのため、今後起票する調定決議書については、財務規則第25条第1項の規定に基づき、適正な時期に起票するように致します。</p> <p>3 再発防止策の内容  財務規則第25条第1項の規定に基づく適正な時期に事務処理ができるように、職員間の連携及びチェック体制を密にし、収入事務を行うように徹底します。</p>

## 柳川市監査委員告示第5号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和2年12月に実施した建設部（建設課、都市計画課、国土調査課）、水道課、下水道課の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年3月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

2柳建設第1346号  
令和3年2月16日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(建設部建設課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年1月29日付け2柳監査第170号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>	
ア 老朽危険家屋等除却促進事業補助金について、同一人を債権者とした支出負担行為書が補助金交付決定通知書を付して、また補助金交付決定変更通知書を付して重複起票されているものがある。支出負担行為変更書により前者が取り消されているが、支出負担行為書及び支出負担行為変更書の起票については、財務規則第 49 条から第 51 条の規定に基づき適正に行われたい。	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	補助金交付決定変更通知を添付して起票した支出負担行為書の決裁の際に、誤りに気付かなかつたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	既に補助金の支払いをしたため。
3 再発防止策の内容	再度、係内で「柳川市財務規則」を確認し、再発防止を徹底します。
<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>	
ア 下記の物品購入について、予定価格が 3 万円を超えているため見積書を徴取すべきであるが徴取されていない。 また、(2)については契約締結伺書を作成することなく、伺兼依頼書のみで購入している。	
(1) ターपीシート	
(2) 市営吉富団地シリンダー・市営蒲池立石団地シリンダー（令和 2 年 10 月 9 日起案分）	
<b>措置等の内容</b>	
1 原因	(1) 台風時、緊急に必要なため、見積書の徴取を失念していました。 (2) 決裁時に確認が不足していました。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』	既に物品を購入したため。
3 再発防止策の内容	再度、係内で「柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱」を確認し、再発防止を徹底します。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>イ 下記道路の照明修繕工事契約について、予定価格の設定が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中島谷垣線道路</li> <li>・南ノ前1号線道路</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>当該修繕工事は、10万円未満の小規模な修繕工事として予定価格の設定を行っておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に工事完了し支払いを完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>再度、係内で「柳川市契約事務規則」を確認し、修繕工事に係る事務フローを作成し再発防止を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ウ 下記の契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約の理由の記載がない。また、(1)については随意契約の根拠規定、(2)については見積業者の選定理由の記載もなく、(3)については見積依頼はされているものの、起案文書は作成されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設用原材料単価契約</li> <li>(2) 廃棄物処分業務委託契約</li> <li>(3) 中島谷垣線道路照明修繕工事契約</li> <li>(4) 南ノ前1号線道路照明修繕工事契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>今回ご指摘を受けた4件の随意契約の理由の記載や(1)の随意契約の根拠規定の記載につきましては、通常工事で使用する起工様式ではなく、起案文書により起工を行ったため、記載漏れが生じました。</p> <p>また、(2)につきましては、市内に対象業者が1者であったため、選定理由の記入を失念しており、(3)につきましては、緊急での対応が必要であり10万円未満の小規模の修繕工事とし、起案文書の作成をしておりませんでした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約を締結し、工事を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約に伴う業務全般について費目別及び金額別に事務フローを作成し、課内全員で講習会を行い、再発防止を徹底する。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
エ 内日焼石林線測量業務委託契約書について、表題を契約書（案）としたまま契約締結している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>当該契約書の締結時において、契約予定者に契約書の作成依頼をする際に確認を怠り、「(案)」の記載を消去せず、書類を渡したためです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約締結しており、業務が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約締結時において契約書作成を依頼する際に、契約予定者に書類を渡す前に担当者、係長で複数回の確認を行うことを徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
オ 道路用地として土地の賃貸借契約を締結しているが、予算の裏付けがないにもかかわらず、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うこととなる自動更新条項が付されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>契約の終期が確定していなかったため、長期継続契約として契約締結を行っていませんでした。また、自動更新条項をふしている本契約につきましても、翌年度の予算裏付けの必要性があることは認識していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>既に契約を締結しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後は、自動更新条項を削除した単年度ごとでの契約を行うよう、当該対象者との契約交渉を行います。</p>

<b>指摘事項 (3) その他</b>
ア 簡易専用水道定期検査に係る文書について、收受処理が行われていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>担当係内での確認が不足しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>水道検査が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後、案内文書については、速やかに收受、供覧を行うこと、依頼する際は起案し決裁</p>

を受けて行うよう、係内で確認を行いました。

2 柳都計第 6 0 0 号  
令和 3 年 2 月 2 4 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(建設部都市計画課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 1 月 2 9 日付け 2 柳監査第 1 7 0 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部都市計画課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
<p>ア 下記の調定決議書については、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用（占用）許可書</li> <li>・柳川駅前広場使用（占用）許可書</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 調定を許可日ですべきところを、許可書の発送日にて調定を行っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 すでに納入済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 発送前に、複数人でチェックすることを徹底する。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ア 防犯カメラリース契約書について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 リース会社の指定する様式で契約を締結したため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』 リース会社と協議したが、すでに契約締結済みであり、市役所は支払遅延が無い前提であることと、他の官公署でも同様式で契約を締結しているとの理由で、変更契約に応じられないとの回答を受けたため、変更契約の締結は行わない。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約相手の指定する様式で契約を締結する際は、契約内容を確認し、市に不利な内容がある場合は、事前に協議をおこなう。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>イ 遊歩道防護柵修繕について、契約保証金を免除しているが、契約書において契約事務規則第 29 条の適用号数を誤っている。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p>

契約締結伺の契約保証の該当条項を29条第1項第3号にすべきところ、誤って7号と記入し、同内容で契約を締結していた。

2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』

すでに施工済みであり、支払い等も完了しているため。

3 再発防止策の内容

柳川市契約事務規則に基づき事務処理し、複数人でのチェックを徹底する。

**指摘事項 (2) 契約事務**

ウ 下記の契約について、見積書が徴取されていない。

- ・柳川駅東部土地区画整理事業施行地内除草等業務委託
- ・柳川駅東口駅前広場清掃等業務委託

**措置等の内容**

1 原因

同様の単価契約を締結していたことから、単価確認を口頭でのみ行っており、見積書を徴取する事を失念していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況『 不措置 』

すでに契約締結しており、実施済みであるため。

3 再発防止策の内容

課内において契約事務に関する周知を徹底し、今後、類似の契約を行う際は、契約手順を再確認する。

**指摘事項 (2) 契約事務**

エ 土地賃貸借契約書について、契約期間満了の翌年度以降の予算の裏付けがないにもかかわらず、自動更新条項が付されている。

**措置等の内容**

1 原因

借用地の用途が公園であることや、契約相手が神社であることから10年間の土地賃貸借契約を締結し、自動更新としていた。

2 措置内容の概要 措置の状況『 措置検討中 』

単年度契約への変更契約の締結に向け地元と協議を行う予定である。

3 再発防止策の内容

今後、契約締結を行う際には、条例に基づく内容で行うよう課内で徹底する。

**指摘事項 (2) 契約事務**

オ 公園遊具保守点検業務委託について、契約書に添付された遊具内訳表が実態と相違してい

る。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約書に添付した内訳表が、誤って昨年の数字の内訳表になっていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 添付の内訳表の数量は誤っていたが、実態に応じた数量で設計を行ない契約額に変更が生じないのに加え、すでに委託業務が完了しているため、契約書の差し替えは行わず、完了検査調書添付の数量表を実態に応じた内訳で作成した。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務を行う際には、複数人でのチェック体制を強化する。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
カ 水郷柳河掘割地区プロジェクトマネジメント業務委託について、契約書の特記仕様書第8条に記載された「業務実施計画書」及び「技術者経歴書」が提出されていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 ①業務実施計画書については、今年度当初からのコロナウイルス感染症の拡大により着手できなかった影響もあり、見積決定後、実施計画は随時協議を行いながら進めるということで提出を求めなかった。 ②技術者経歴書については、資格証等も含め受理し添付しているつもりであったが、資格証のみを添付していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『①不措置、②措置済』 ①当初、提出不要の協議を行い、現在の業務状況についても、緊急事態宣言の発出等、状況の変化にも応じて、随時協議を行いながら進めていることから、改めて計画書の提出は求めない。 ②控えの提出物として保管していたものを添付した。</p> <p>3 再発防止策の内容 ①②特記仕様書を付している場合は、仕様書記載の提出書類項目と提出物との確認を実施する。また、業務内容により特記仕様書を付す場合は、発注段階での内容検討・確認を実施する。</p>

2柳国調第1140号  
令和3年3月3日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(建設部国土調査課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年1月29日付け2柳監査第170号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

建設部国土調査課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 当年度以前から継続許可している道路占用料に係る調定決議書が8月6日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 財務規則の確認を怠っていたため、4月1日時点で作成を忘れていた為。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 納入通知書で収入済みであるため、調定決議書の修正をしなかった。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則の規定について、職員並びに課内にて相互理解を深め、起票に係る確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 地籍調査事業電子計算機処理システム賃貸借契約事務について下記の誤りがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額が100万円以上であるため副市長決裁となるが、課長により決裁されている。</li> <li>・支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約金額による決裁区分、並びに支払遅延利息の率について、確認を怠っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 契約締結後並びに支払済みであるため。</p> <p>3 再発防止策の内容 担当職員並びに課内での事務処理理解を深め、決裁、支払遅延利息等に係る確認を課内で周知します。</p>

2柳水道第1779号  
令和3年2月5日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市水道事業管理者 金子 健次

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年1月29日付け2柳監査第170号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

水道課

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 矢加部配水場地下タンク機密漏洩検査業務委託契約について、予定価格調書が封入された予定価格表が未開封のまま、契約締結に係る起案文書が起案され決裁されている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 予定価格表を開封しているものと思い込み、確認を怠り、未開封のまま起案を行ったものであります。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後処理ではありますが、予定価格表を開封し、見積価格と照合を行いました。
3 再発防止策の内容 起案を行う際、担当者だけではなく係内の複数の職員で予定価格表の開封を含めた確認を行い、決裁の過程におきましても十分な確認のうえ、契約締結までの事務処理を進めます。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
イ 公益社団法人柳川市シルバー人材センターと水質検査・矢加部配水場清掃業務・除草等業務について委託契約しているが、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約事務規則を失念し、標記の業務委託に関する見積徴収を例年と比べ時期を早めて行ったため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 業務委託契約の締結を行い、既に支払いが発生しているため。
3 再発防止策の内容 担当者から決裁権者も含め、課内で改めて、契約事務規則の確認を行っております。また、今後、見積徴収伺いの起案の際、複数名で十分な確認を行い、契約締結までの事務処理を進めます。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ウ 平成 31 年度水道施設管網解析業務の委託契約について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。契約保証金を免除するにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

## 措置等の内容

### 1 原因

契約事務規則の認識不足と決裁時における確認が不十分であったため。

### 2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

事後処理ではありますが、決裁権者の承認を受け、誤記している号数を正しい適用号数へ訂正を行っております。

### 3 再発防止策の内容

起案を行う際、担当者だけでなく係内の複数の職員で適用条項等の確認を行い、決裁の過程におきましても十分な確認のうえ、契約締結までの事務処理を進めます。

2柳下水第499号  
令和3年2月15日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市下水道事業管理者 金子 健次

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年1月29日付け2柳監査第170号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ア 下記の契約について、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号を随意契約の根拠としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川浄化センター高圧気中開閉器取替修理</li> <li>・柳川浄化センター汚泥処理棟No.1 陸上ポンプ分解修繕</li> <li>・柳川浄化センター汚泥脱水機下ろ布取替修繕</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約の内容が設備の回復を受注者へ請け負わせるものであったため、「工事又は製造の請負」と誤認し記載したことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 適用すべき条項「第 2 号」に修正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内研修において、「工事又は製造の請負」と「修繕」の判断は、支出費目まで考慮し適用条項を判断するよう確認しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>イ 柳川浄化センター高圧気中開閉器取替修理契約について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。契約保証金を免除するにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約の内容が設備の回復を受注者へ請け負わせるものであったため、「建設工事に係るもの」と誤認し記載したことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 適用すべき条項「第 3 号」に修正を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 課内研修において、「建設工事」と「修繕」の判断は、支出費目まで考慮し適用条項を判断するよう確認しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ウ 下記の単価契約について、随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約に付する根拠規定の記載がない。</p> <p>また、決裁を受けることなく契約保証金を免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川浄化センター産業廃棄物収集・運搬業務委託</li> <li>・柳川浄化センター産業廃棄物処分業務委託</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>契約の相手方が特定されていたため、緊張を欠いた事務処理を行ったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』</p> <p>随意契約に付する根拠規定を追記しました。また、契約保証金の免除に関する指摘については、根拠規定と理由を記載した書面を添付しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内研修において、契約事務を行う際の手続き、書面へ記載すべき内容等を確認しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>エ 柳川浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、1 者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>電気保安業務の自由化の知識不足により、浄化センター供用開始時の受託者である 1 者を安易に特定し、緊張を欠いた事務処理を行ったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>同様の業務を発注している他部署の情報を収集し、1 者特定を回避するため、複数の受注可能業者の選定を行います。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>課内研修において、契約事務を行う際の手続き、書面へ記載すべき内容等を確認しました。</p>

## 柳川市監査委員告示第6号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年1月に実施した教育部（学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館）、小学校（東宮永小学校、矢留小学校、両開小学校、蒲池小学校、有明小学校、六合小学校、豊原小学校、藤吉小学校、ニッ河小学校、中山小学校）、中学校（蒲池中学校、柳南中学校、大和中学校）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、教育長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年4月30日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

2柳教学第4321号  
令和3年3月19日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(教育部学校教育課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年2月26日付け2柳監査第195号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
<p>ア 下記の調定決議書について、会計管理者に通知されないまま保管されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月31日起票 特別支援教育就学奨励費補助金</li> <li>・令和2年3月31日起票 理科教育設備整備費等補助金</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 会計管理者への通知を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、会計管理者に指摘事項を説明し通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 通知漏れが無いよう再度確認を行い、事務処理に遺漏の無いよう努めます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ア 新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校支援業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第3号により随意契約されているが、契約事務規則第21条の2に規定された契約の発注見通しが公表されていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 国による緊急コロナ対策が行われ、急遽委託をしなければならない状況になったため、契約事務規則第21条の2に規定された契約の発注見通しの公表を失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約しているため。なお、令和2年度の随意契約締結状況には公表予定。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約を行う担当だけでなく決裁権を持つものは規則について十分に理解しておく。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>イ 令和2年度の下記契約は、契約金額又は単価契約による年間予定総額が200万円以上であるが、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <p>また、(3)については市長決裁とすべきであるが教育長により決裁されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校心臓検診委託契約</li> <li>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る小中学校支援業務委託契約</li> <li>(3) 小中学校学力アップ支援事業非常勤講師業務委託契約 (4/27起案・中学校分)</li> </ul>

<p>(4) 学力分析調査委託契約（前年度指摘事項）</p> <p>(5) 小学校植木剪定及び消毒業務委託契約</p> <p>(6) 小学校使用教科書・指導書・教材の購入に係る物品売買契約</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 今年度より報酬から委託契約となりましたが、今までと同様に決裁等の事務処理を行っていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約して、支払いも行っているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、財務規則等に則った処理を行う。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p>
<p>ウ 令和2年度小・中学校機械警備業務委託契約書について、条文中第8条、第10条、第16条において参照する条文を誤っている。</p> <p>また、契約書に綴られている覚書及び大和中学校体育館特別警備実施要領について、契約の当事者双方で記名押印されているものの日付の記入がない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 契約書内容の確認漏れです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 既に契約を締結しているため、不措置としております。</p> <p>3 再発防止策の内容 次年度から、参照条文を適切な内容に修正します。 また、大和中学校体育館特別警備実施要領の日付についても同様に対処致します。</p>

<p><b>指摘事項 (2) 契約事務</b></p>
<p>エ 令和元年12月4日に起案された硬筆競書会賞状印刷の契約締結伺書について、契約及び検査員の任命並びに検査に係る決裁欄に決裁権者の押印がない。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 決裁権者の押印がないことを確認せずに保管していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 決裁権者に今回の指摘事項を説明し押印をいただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 押印漏れが無いように再度確認を行い、事務処理に遺漏の無いよう努めます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
オ 下記の契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に契約書が作成されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度白秋献詩表彰状筆耕契約</li> <li>・令和 2 年度柳川市立小学校の遊具の点検業務委託契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約事務規則第 25 条の確認不足のためです (令和 2 年度白秋献詩表彰状筆耕契約)。 契約相手方が決定した日を誤って記載しておりました。(令和 2 年度柳川市立小学校の遊具の点検業務委託契約)
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約が完了しているため、不措置としております。
3 再発防止策の内容 今後は、契約事務規則の定めに則り、事務を確実に執行します。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
カ 令和 2 年度白秋献詩入賞者賞品購入について、予定価格の設定権者は部長となるが、課長により設定されている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 事務決裁規程の確認不足のためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約締結済みのため。
3 再発防止策の内容 今後は、事務決裁規程の定めに則り、事務を確実に執行します。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
キ 藤吉小学校牛乳保冷库修繕契約について、予定価格の設定が行われていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 以前の事績をもとに書類を作成し、契約事務規則を確認していませんでした。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に契約締結済みのため。
3 再発防止策の内容 今後は、契約事務規則の定めに則り、事務を確実に執行します。

<b>指摘事項 (3) その他</b>
ア 生涯学習課市民文化会館係において購入された教育委員会印について、公印台帳に登録されていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 公印台帳に登録することを失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 生涯学習課市民文化会館係で購入した教育委員会印は公印台帳に登録しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 指摘事項を課内で共有し、柳川市教育委員会公印規則等の確認を行い適正な事務執行に努めます。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（柳川学校給食共同調理場）

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 予算残額がないにもかかわらず修繕契約をし、完了後に流用により予算措置しているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務手続きを誤っていたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に手続きを終えているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 関係法令及び市例規に則り事務を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 炊飯室及び仕分け室自動ドア修理契約について、契約書にも起案文書にも契約保証金について記載がなく、契約保証金の取扱いについて決裁を受けないまま契約締結し、実質的に契約保証金を免除している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務手続きに遺漏があったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 既に手続きを終えているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 関係法令及び市例規に則り事務を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
イ 調理場用冷蔵庫の購入に係る伺兼依頼書及び契約締結伺書について、決裁権者の決裁を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務手続きに遺漏があったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 改めて決裁を受けた。</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

関係法令及び市例規に則り事務を行います。

**指摘事項 (2) 契約事務**

ウ 令和2年度学校給食配送等派遣業務委託契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。

**措置等の内容**

- 1 原因  
事務手続きに遺漏があったため。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
既に手続きを終えているため。
- 3 再発防止策の内容  
関係法令及び市例規に則り事務を行います。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（大和学校給食共同調理場）

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
<p>ア 排水施設等維持管理業務委託契約について、施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約し、契約事務規則第29条第7号により契約保証金を免除しているが、いずれも契約内容が同規定と合致していない。</p> <p>また、見積書が提出期限までに提出されていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>随意契約の根拠とする具体的な理由を明記しなかった。</p> <p>契約書の契約保証金免除の根拠とする契約事務規則の適用について、第29条の3とすべきところを第29条の7と誤記した。</p> <p>提出期限後となる見積書を受理した。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>既に契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>排水施設等維持管理業務委託に係る随意契約の根拠として、浄化槽法施行規則(第2条)に基づく技術上の基準により、浄化槽技術管理者(管理士)の資格者を有する特定の事業者でなければ役務を提供することができない旨を明記する。</p> <p>契約保証金免除の根拠とする契約事務規則の適用に当たり、契約書との相違がないよう確認する。</p> <p>見積書提出依頼日から提出期限までの期間について、ある程度余裕をもった設定とする。</p>

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
<p>イ 下記の契約について、予定価格調書の予定価格が誤記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備保守点検業務委託</li> <li>・ボイラー地下タンク点検業務委託</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>空調設備保守点検業務委託及びボイラー地下タンク点検業務委託に係る予定価格について、入札書比較価格に消費税額を加算した額ではなく予算額を記入した。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>既に契約締結済みのため</p> <p>3 再発防止策の内容</p>

入札書比較価格及び予定価格について、それぞれ積算を行ったうえで再度確認する。

**指摘事項 (1) 契約事務**

- ウ 下記の契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。  
また、(2)については契約締結に係る起案文書が決裁権者により決裁されていない。
- (1) 令和2年度学校給食配送等業務委託契約
  - (2) 令和2年度空調設備保守点検業務委託契約

**措置等の内容**

- 1 原因  
学校給食配送等業務委託及び空調設備保守点検業務委託について、契約金額が200万円を超える委託業務であったが、総務部長の合議を行わず契約締結した。  
空調設備保守点検業務委託について、契約金額が200万円を超えていたが、決裁権者による決裁を受けずに契約を締結した。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
既に契約締結済みのため
- 3 再発防止策の内容  
事務決裁規程及び財務規則に基づき、契約事務手続きを行う。

**指摘事項 (1) 契約事務**

- エ 令和2年度LPガス納入業務契約について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、仕様書の内容から予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。

**措置等の内容**

- 1 原因  
LPガスの年間納入予定金額は50万円を超える契約であったが、随意契約の根拠として、施行令第167条の2第1項第1号を誤って適用した。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』  
既に契約締結済みのため
- 3 再発防止策の内容  
契約内容及び予定価格を確認したうえで、契約事務規則により、随意契約の根拠として適切な法令を適用する。

**指摘事項 (1) 契約事務**

- オ 物品購入に係る契約締結伺書の検査欄について、決裁権者により決裁されていないものがある。

**措置等の内容**

1 原因

「物品購入伺い」及び「契約締結伺い」の検査欄について、決裁権者より決裁を受けず事務処理を行った。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

決裁権者に今回の指摘事項を説明し押印をいただきました。

3 再発防止策の内容

物品購入及び契約締結について、検査欄を含めて、決裁権者の決裁を受けているかを再度確認する。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（三橋学校給食共同調理場）

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
<p>ア 下記の契約について、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の根拠規定としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品購入（給食用食器）</li> <li>・物品購入（食缶）</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 随意契約を行う際に、よく適用条項を確認せず、適用号数を誤って記載しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 契約が完了しており、支払いも終わっている為。</p> <p>3 再発防止策の内容 随意契約を行う際は、適用号数の確認を再度徹底します。</p>

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
<p>イ 令和2年度学校給食配送等業務委託契約について、財務規則第4条に規定する総務部長との合議がない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約事務を執行する際に、総務部長の合議を遺漏しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 すでに契約済みであり、総務部長は令和2年3月31日付で退職の為。</p> <p>3 再発防止策の内容 総務部長合議について、財務規則等の確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項（2） その他</b>
<p>ア 柳川市三橋学校給食共同調理場運営委員会から提出された学校給食事業補助金に係る実績報告書について、受付処理及び供覧が行われていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 補助金の実績報告書について、確認を怠り受付処理及び供覧を行わないで事蹟に綴っておりました。</p>

- |  |
|--|
| <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』<br/>事後ではありますが、受付処理及び供覧を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容<br/>確認を徹底し、受付処理及び供覧を行ってから事蹟に綴ります。</p> |
|--|

2 柳教図第 4 1 8 号  
令和 3 年 3 月 1 1 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市教育委員会  
教育長 沖 毅  
(教育部図書館)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 2 月 2 6 日付け 2 柳監査第 1 9 5 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部図書館

## 指摘事項 (1) 財産事務

ア 図書館駐車場の取り扱いについて、下記のものがある。

- (1) 福岡県信用漁業協同組合連合会と賃貸借契約を締結している第2駐車場を、誤って行政財産として取り扱っている。
- (2) 福岡県立伝習館高校から令和2年3月1日に使用する旨の行政財産使用許可申請書が提出されているにもかかわらず、財務規則第121条第3項に規定する行政財産使用許可決議書及び行政財産使用許可証交付の事務処理が行われていない。
- (3) 第3駐車場は行政財産として取り扱うべきであるが、下記については財務規則第121条第2項に規定する行政財産使用許可申請書ではなく「柳川市立図書館会議室等利用許可申請書」が提出されている。また、同条第3項に規定する事務処理も行われていない。

利用日時	団体名	利用目的
令和2年2月8日	しろうちミニバスケットクラブ	ミニバスケットの試合(大和カップ)
令和2年2月16日	柳川商工会議所青年部	研修会

## 措置等の内容

## 1 原因

(1)福岡県信用漁業協同組合連合会より賃貸借契約を締結している第2駐車場を、賃借地であるにもかかわらず、行政財産として取り扱いをしていました。(2)財務規則第121条の規定に基づく適正な事務処理を失念していました。(3)第3駐車場は行政財産であるにも関わらず、誤って柳川市立図書館会議室等利用許可申請書で受け付けていました。

## 2 措置内容の概要

## (1)措置の状況『措置済』

誤って行政財産として取り扱ったことで納付された使用料については還付をいたしました。

## (2) (3)措置状況『不措置』

既に利用が終了しているため、特段の措置は行っていません。

## 3 再発防止策の内容

賃借地と行政財産の区別を正しく理解するとともに、利用の際には関係規則等の規定に基づき、適正な事務処理に努めます。

2柳教学第4321号  
令和3年3月19日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(教育部 学校教育課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年2月26日付け2柳監査第195号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（中山小学校）

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
ア 契約金額が 30 万円を超える感染症対策の備品購入について、3 者見積により相手方を決定しているものの、契約書が作成されていない。契約書は、契約事務規則第 25 条に規定されている期間内に作成されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>3 者見積により購入する相手方は決定していたものの、対象の備品について納品が大幅に遅れており、その時点で納品日の見込が全く付いていなかった。事務担当者は、契約書は業者から徴収していたものの、納品日がはっきりと決定してからでないといと契約書を送付できないものと誤解しており、よって、契約書の遅延が生じる事となってしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』</p> <p>指摘後、即座に契約書の送付を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>30 万円以上の備品を購入する機会はその多くない故、その際には失念やミスのないように契約書の作成事務手順についてしっかりと確認を行い、遅延なく事務を行うように努める。具体的には、業者が決定したら速やかに契約書の作成を行う。また、納品日が未定な場合は、契約書の納品期限欄には余裕を持った期日を設定する事とする。</p>

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
イ 物品購入事務について、予算不足により流用しているが、予算流用申請書を起案する前に伺兼依頼書を起案し決裁されているものがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>物品購入・印刷製本伺兼依頼書(様式第 1 号)の決裁日について、誤って予算流用申請書の起票日より早い日付を入力してしまったため、結果として、紙面上において上記のような事態が生じる事となってしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『 措置済 』</p> <p>物品購入・印刷製本伺兼依頼書(様式第 1 号)の決裁日の修正を行った。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>予算流用を行う際の申請書の起票日及び、その他書類の決裁日等の日付の順序について改めて確認し、また、矛盾が生じないように、作成段階において注意を徹底する。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

教育部学校教育課（蒲池中学校）

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 物品購入事務について、契約締結伺書の検査員欄が決裁されていないものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 部長の決裁印漏れを確認せずに事務処理してしまったため。
2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すべて契約締結済みのため。
3 再発防止策の内容 教育委員会から契約締結伺書返却後、押印漏れがないか確認を徹底します。

## 柳川市監査委員告示第8号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年2月に実施した保健福祉部（福祉課、生活支援課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室）の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年5月21日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3 柳福祉第 203 号  
令和 3 年 4 月 19 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部福祉課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 3 月 31 日付け、2 柳監査第 218 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 介護用品給付事業業務委託に係る承諾書について、承諾書の日付を空欄にするよう相手方に指示している。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>契約日＝承諾書の日付としています。しかし、相手方が作成日の日付で記入してくることも多々あったため、その度に差し替えが生じることもありました。不適切であると承知しながらも事務負担軽減のため、空欄指示を行ったのが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>現年度の新規契約もなく、既契約の承諾書についても適用中であるため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>事務負担軽減であっても不適切な対応は行わないよう、係内で研修をおこないました。</p> <p>また、新年度に向け、担当の異動により、通知文書データを複写使用することも考えられるため、不適切な記載がないか再チェックを行いました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
イ 避難行動要支援者台帳管理システムに係る契約書について、支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>契約に際し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率を確認していなかったことが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>令和2年度契約終了のため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>4月に契約事務が集中するため、係内にて支払遅延利息の率の回覧を行い、また、係員が目につく場所に現在（契約時点）の利率を掲示することとしている。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ウ 柳川市食の自立支援事業業務委託について、令和2年4月30日付で福岡県南筑後保健福祉環境事務所長より営業許可を受けている業者との契約について、契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。

<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>運営事業権が年度中途に別法人に移譲されましたが、配食事業所の体制は、前運営事業者からそのまま引き継いでおり、フランチャイズ宅配事業の加盟店には変わりがないため、履行は問題なくできる判断しました。しかしながら、契約事務規則第 29 条の規定をよく確認していなかったのが原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>令和 2 年度契約終了のため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>令和 3 年度より、新規事業者との契約、年度中途の契約法人変更については、契約事務規則第 29 条を確認の上、契約保証金を免除に合致するか、まず、前段として係内協議を行うこととしました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>エ 介護予防事業業務委託契約について、契約事務規則第 29 条第 3 号を適用し契約保証金を免除しているにもかかわらず、契約の保証について別途不要な文言が記載されている。</p> <p>また、予定価格の設定に当たり、決裁権者が記入することとなる予定価格欄及び入札書比較価格欄に予め金額の朱書きされた予定価格調書が使用されている。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>契約保証金免除を適用しているにも関わらず、契約書内に契約保証の不要な文言が記載されていることについては、削除漏れによるものです。</p> <p>また、予定価格の設定に予め金額が朱書きされた予定価格調書が使用されていることについては不適切な事務処理が原因です。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』</p> <p>令和 2 年度契約終了のため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>事務負担軽減のため、契約書の前年度ひな形の活用することがありますが、安易に活用するのではなく、同契約内容であっても、新規契約と同様に扱うよう係内で研修を行い、指摘があった契約書（ひな形）も含め、現契約書のひな形を確認し、修正を行っています。</p> <p>また、予定価格調書の不適切な事務処理は行わないよう併せて研修を行いました。</p>

<b>指摘事項 (2) その他</b>
<p>ア すみよか住宅改造助成事業の決定通知書及び確定通知書に係る公印の使用について、承認を受けないまま公印を使用している。また、公印規則の使用区分と相違する公印が使用されている。</p>
<b>措置等の内容</b>

1 原因

公印規則を確認せずに、前年度以前からの慣例で使用していたのが原因です。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既交付済のため。

3 再発防止策の内容

指摘後、使用に際し、公印使用承認を頂いています。

また、使用公印については、指摘がありました事業も含め、係内全ての事業で使用する公印を確認し、公印規則のとおり、正当な公印を使用しています。

その上で、係内の共有情報としています。

3 柳生支第 4 7 号  
令和 3 年 4 月 1 9 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部生活支援課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について

令和 3 年 3 月 3 1 日付け 2 柳監査第 2 1 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部生活支援課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 国庫負担金超過交付分返還金に係る支出負担行為書について、起票する時期が遅れている。 支出負担行為書は、財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 国庫負担金交付額確定通知書の日付をよく確認せずに支出負担行為書を起票したものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 負担行為の決裁者の承諾を得て、日付訂正をいたしました。
3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう確定通知書の確認を徹底し、財務規則を遵守します。

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 下記については、いずれも 200 万円以上の契約であるが、財務規則第 4 条に規定する 総務部長との合議が行われていない。 ・生活保護受給者就労支援事業業務委託契約 ・生活困窮者自立相談支援事業等委託契約 ・生活困窮者就労準備支援事業等委託契約
<b>措置等の内容</b>
1 原因 200 万円以上の委託契約になるため総務部長の合議が必要であると認識があったにも関わらず、合議漏れのまま決裁がおりていることを見落としていたものです。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後となりましたが、総務部長との合議について追認をいただきました。
3 再発防止策の内容 合議漏れがないよう財務規則の確認を課内職員へ周知し再発防止に努めます。

3 柳子支第 1 3 6 号  
令和 3 年 4 月 1 5 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部子育て支援課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 3 月 3 1 日付け 2 柳監査第 2 1 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部子育て支援課

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 令和2年度柳川市学童保育所運営（放課後児童支援員研修分）委託契約について、契約締結に係る起案文書は令和2年8月14日に決裁されているが、契約日は同年9月4日となっている。契約書は、契約事務規則第25条に規定する日までに作成されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約事務規則第25条の「契約の相手方が決定したときは、当該決定した日の翌日から起算して市の休日を除く7日以内に契約書を作成しなければならない」という規定について認識が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に業務が完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約事務規則第25条の規定に則り適正な事務処理を行うよう、職員に周知しました。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
イ 下記の物品売買契約について、契約事務規則第29条第1項第6号により契約保証金を免除しているが、根拠としている規定に合致していない。 ・市内放課後児童クラブ（学童保育所）空気清浄機（柳城地区）他2件 ・市内放課後児童クラブ（学童保育所）スクリーン
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 物品の購入のため契約事務規則第29条第1項第6号が適用できるとの認識が強くあり、認識が不足していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に購入しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、契約保証金の免除を行う際は、契約事務規則第29条第1項の規定に則り適正な事務処理を行うよう、職員に周知しました。</p>

3 柳健康第 2 4 4 号  
令和 3 年 4 月 2 1 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部健康づくり課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和 3 年 3 月 3 1 日付け、2 柳監査第 2 1 8 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

1. 指摘事項及び措置の状況

定期監査における指摘事項の措置状況報告書 (別紙) のとおり

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 令和2年8月17日起票の国民健康保険特別会計一般分第三者納付金の調定決議書について、会計管理者へ通知されていない。(前年度指摘事項)
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 上司の決裁後の伝票を会計管理者への通知後の伝票と思い込み、ファイリングしていました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者へ通知しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 返戻された伝票の確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
イ 令和2年4月15日に締結された久留米大学との地域生活支援実習委託契約に係る調定決議書が同年8月18日に起票されている。調定決議書は、財務規則第25条第1項の規定により、適正な時期に起票されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 委託契約書の日付は、実習開始前であることから、委託料の根拠を証明できないと考え、実習期間終了後、相手方に委託料の納入を依頼した日付(8月18日)で起票しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 すでに入金されているので事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、「柳川市財務規則」に基づき適正に処理いたします。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 下記について、200万円以上の物品購入であるにもかかわらず、財務規則第4条に規定する総務部長との合議が行われていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・布マスクの購入にかかる物品売買契約</li> <li>・陰圧式エアータントの購入にかかる物品売買契約</li> </ul>

<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 物品購入時の契約事務に基づく手続きの確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 総務部長との合議を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務の手順を再度確認し、合議漏れがないように再確認をします。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>イ 国民健康保険税納付書等の印刷製本請負契約書について、支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく率とされていない。 また、納入期限が誤記されている。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約書様式に注意書きをしていましたが、利率確認の注意喚起対策ということに気づかず、前年度の利率のままの様式を使用してしまいました。 また、注意喚起対策をしているとの思い込みから決裁時の確認を怠りました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 市と相手方、双方の契約書の利率と納入期限を訂正し、訂正印により処理しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 利率変更の総務課通知と注意点等をクリアファイルにまとめ、毎年文書フォルダに移管し、事務引継ぎを徹底するよう係内に周知しました。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ウ 集団検診業務委託契約書について、契約書として一括して綴じておくべき別表「委託料一覧表」が綴じられていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 契約書作成時の契約事務に基づく手続きの確認が不十分でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 既に適正に契約を履行し検診期間を過ぎているため、事後措置はしていません。</p> <p>3 再発防止策の内容 契約事務の手順を再度確認し、適切な契約事務を行っていきます。</p>

<b>指摘事項 (3) その他</b>
ア 重度障害者医療分の県返還金が不足するとして令和2年3月27日に起票された予算流用申請書について、総務部長の押印がない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 当該予算流用申請書は当部署の最終決裁者まで決裁された後、財政課の決裁において財政課長までの印鑑は押されていたものの総務部長の印鑑が漏れていたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 総務部長に印鑑が漏れていたことを伝え、内容の確認と印鑑をもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 財政課の決裁欄に漏れがあった場合は、指摘するようにします。</p>

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

保健福祉部健康づくり課（総合保健福祉センター）

<b>指摘事項（1） 契約事務</b>
ア 柳川温泉「南風」で使用するボディソープ・シャンプー・コンディショナーの購入について、予定価格が10万円を超える場合は部長決裁となるが、伺兼依頼書及び契約締結伺書が課長により決裁されている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 単価契約を締結していたため、本来部長決裁とすべきところを柳川市事務決裁規程の認識不足のため課長決裁としていました。
2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査指摘終了後、決裁権者に決裁の押印をお願いしました。
3 再発防止策の内容 係員に柳川市事務決裁規程の周知を図り、決裁区分の確認作業を決裁時に行うこととしました。

3 柳人同第 19 号  
令和 3 年 4 月 9 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部人権・同和対策室)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 3 月 31 日付け 2 柳監査第 218 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
<p>ア 下記に係る調定決議書について、起票する時期が遅れている。調定決議書は、財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度福岡県人権・同和問題啓発事業費補助金</li> <li>・令和 2 年度社会教育集会所周辺電柱占用料</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度福岡県人権・同和問題啓発事業費補助金について 事業に係る補助金は当初決定時の額で支払いを受けたことがなく、変更計画申請後の変更決定額で、概算払として翌年 3 月に支払いを受けていたため、変更決定日とその金額で調定決議書を起票していた。</li> <li>・令和 2 年度社会教育集会所周辺電柱占用料について 行政財産使用条例第 5 条ただし書に基づき、納入通知書兼納付書の起票日と同日で調定決議書を起票していた。</li> </ul> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 執行済みにより調定決議書、調定変更書を遡って起票することができないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則第 25 条第 1 項の規定により、適正な時期に起票し、会計管理者へ提出をすると共に、起案者と決裁者双方で提出をしたかどうかを確認することを徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
<p>ア 柳河団地建替え事業に伴う仮住居物件賃貸料に係る支出負担行為変更書について、起票する時期が遅れている。支出負担行為書は財務規則第 50 条の規定により適正な時期に起票されたい。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 支出負担行為額が支出額より多ければ支出負担行為変更書を作成しなくても、財務会計システムで同額に自動調整するものと考えていたが、自動調整するものではないことが判明したため、適正な時期を逸し支出負担行為変更書を起票していた。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 執行済みにより支出負担行為変更書を遡って起票することができないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 財務規則第 50 条の規定により、適正な時期に起票し、会計管理者へ提出をすると共に、</p>

起案者と決裁者双方で提出をしたかどうかを確認することを徹底します。

#### 指摘事項 (2) 支出事務

イ 部落開放同盟筑後地区協議会補助金(3支部)について、交付決定通知書を相手方に渡すことなく市に保管している。

##### 措置等の内容

##### 1 原因

支出負担行為書と支出命令書を会計課へ提出のするときの添付資料として交付決定通知書の写しが必要である。写しを取らずに相手方に渡してしまったため、決裁済みの交付決定決議書と交付決定通知書控えを基に再作成していた。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

交付決定通知書を相手方に渡しているため。

##### 3 再発防止策の内容

交付決定通知書を再作成しないように相手方に渡す前に必ず写しを取ると共に、起案者と決裁者双方で写しを取っているかどうかを確認することを徹底します。

#### 指摘事項 (3) 契約事務

ア 市有地除草等業務、市営住宅清掃等業務委託について、柳川市シルバー人材センターと契約締結しているが、起案文書に契約相手の決定理由等について記載がない。

##### 措置等の内容

##### 1 原因

前回指摘があったにもかかわらず、事務担当者への指示や、引継ぎが十分なされていなかったため、指摘事項があったことを知らずに昨年度と同じ事務処理をしていた。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

執行済みであり、遡って起案文書を起票することができないため。

##### 3 再発防止策の内容

起案文書に契約相手の決定理由等についての記載をすると共に、起案者と決裁者双方で記載をしているかを確認することを徹底します。また、指摘事項については速やかに改善策を講じ、事務担当者への指示や後任への引継ぎを十分行うことを徹底します。

#### 指摘事項 (4) 財産管理

ア 廃棄処分した備品について、財務規則第140条に規定する物品不用通知がされていない。

##### 措置等の内容

##### 1 原因

令和2年2月に冷蔵庫の廃棄はされているものの、備品廃棄の伝票処理を行うことを失念

していた。

2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』

備品廃棄の伝票処理を実施

3 再発防止策の内容

速やかに備品廃棄の伝票処理をすると共に、起案者と決裁者双方で伝票処理を実施しているかを確認することを徹底します。

**指摘事項 (4) 財産管理**

イ 社会教育集会所周辺電柱使用について、財務規則第 121 条に規定する使用許可申請及び使用許可証の交付の手続きをしていない。

**措置等の内容**

1 原因

使用許可証の使用許可期間を電柱移設申出日までとして交付していたため、相手方への使用許可申請の案内を行なっていなかった。また、相手方も電柱移設申出日までの許可期間のため、使用許可申請の手続きをされなかった。

2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』

既に相手方に使用許可決定を行なっており、令和 2 年度の許可期間が終わっているため。

3 再発防止策の内容

財務規則第 121 条に規定する使用許可申請及び使用許可証の交付の手続きを実施すると共に、使用許可証の交付事務担当者と決裁者双方で手続きがなされているかを確認することを徹底します。

柳川市監査委員告示第10号

定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年3月に実施した産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工・ブランド振興課、観光課）、農業委員会の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年5月31日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3柳農政第234号  
令和3年5月13日

柳川市監査委員 中村秀樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部農政課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年4月30日付け、3柳監査第24号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 農政課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
<p>ア 職員の旅行について下記のものがある。</p> <p>① 令和2年2月20日の福岡市への旅行は、旅費の算定を誤って支払っている。</p> <p>② 令和2年2月14日の岡垣町への旅行は、自家用車使用に係る車賃が支払われていない。</p> <p>③ 令和2年10月3日の矢部村への旅行は、命令権者の命令を受けていない。 (前年度指摘事項)</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>① 算定誤りによるものです。</p> <p>② 筑後農林事務所までは自家用車で移動し、筑後農林事務所から岡垣町までは貸切バス移動でしたが記載と旅費の算定を誤っていました。</p> <p>③ 命令権者の押印が必要であるにもかかわらず失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 ①～②『不措置』、③『措置済』</p> <p>① ② 過少支払いであり、当事者と確認協議の上、旅費の差額の支払いは辞退しました。</p> <p>③ 事後になりましたが、押印・決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後このようなことが発生しないよう職員の理解を深め、決裁に係る確認を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
<p>イ 令和元年度柳川市水稻麦種子更新対策事業費補助金の交付決定について、財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。(前年度指摘事項)</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>財務規則第4条に規定する合議について、認識不足だったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>令和元年度は既に事業が完了しているため合議を受けることができませんでした。なお、令和2年度の合議から改めています。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>財務規則を充分理解し、事務処理を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ア 令和2年度ふれあい農園入園契約書について下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約期間を誤っている。</li> <li>② 契約者名が鉛筆により記入されている。</li> <li>③ 契約事務規則第25条に規定する日までに作成されていない。</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 確認誤りによるものです。</li> <li>② 契約者が鉛筆で記入していたものを修正させていなかったため。</li> <li>③ 契約事務規則に規定する内容を充分理解していなかったため。</li> </ul> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 ①～②『措置済』、③『不措置』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ～ ② 記載内容を修正し事務処理をしました。</li> <li>③ 契約締結を済ませており修正できませんでした。</li> </ul> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>書類作成時の確認と決裁時の確認の徹底をはかります。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>イ 令和2年度ふれあい農園除草作業等業務委託契約について、起案文書により決裁を受けることなく契約保証金を免除している。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>契約事務については、例年と同様の事務処理を行っていたが、契約保証金を免除するにあたっては、起案文書により決裁を受けることを知らなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>令和2年度の単価契約については、既に経過しているため、令和3年度の契約から改めます。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務規則を充分理解し、契約文書の作成と確認を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
<p>ウ 令和2年度農地中間管理事業業務委託契約について、決裁権者により決裁されていない。また財務規則第4条に規定する総務部長の合議を受けていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>決裁権者の確認及び合議についての確認が不足していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』</p> <p>事後になりましたが、決裁と合議を受けました。</p>

3 再発防止策の内容

契約事務についての事務の流れを充分理解し、決裁に係る確認を徹底します。

**指摘事項 (2) 契約事務**

エ 家畜用防疫薬品の単価契約に係る予定価格について、設定権者でないものにより設定されているものがある。

**措置等の内容**

1 原因

決裁権者の確認が不足していたため。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

令和2年度の単価契約については、既に経過しているため、令和3年度の契約から改めます。

3 再発防止策の内容

事務決裁規程を充分理解し、決裁権者の確認を行います。

3 柳水路第 1 0 1 号  
令和 3 年 5 月 1 3 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部水路課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 柳監査第 2 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水路課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 行政財産の使用料について、使用期間を日数で計算しているが、使用料は柳川市行政財産使用料条例第3条に基づき算定されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 条例の規定による計算方法の確認不足で、前例に基づき計算をしておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『不措置』 令和2年度においては使用料が既に確定しており、令和3年度より本来の計算方法により使用料を計算します。</p> <p>3 再発防止策の内容 今回の監査での指摘を受け、今後は条例に基づいた計算方法により使用料を計算し、決裁を含め課内で徹底します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 下記工事の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度 溝尻地内水路整備工事</li> <li>・平成31年度 四十丁地内水路整備工事</li> <li>・令和2年度 吉原地内水路災害復旧工事に伴う付帯工事</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 会計課から当課へ伝票返却の際に確認不足でした。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 監査より指摘を受け、早急に会計管理者より確認を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 伝票を格納する前に再度数名で確認を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)
<b>措置等の内容</b>
1 原因

職員の旅行命令書による申請を受けず、公用車を使用し旅行していました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

事後になりますが旅行命令書による命令を受け、旅費（旅費雑費）を支給しました。

3 再発防止策の内容

前年度も指摘されており、旅行命令権者の命令を受けるよう再度周知し、徹底を図ります。

また、公用車運転日誌との照合を、その都度数名で行います。

3 柳水振第 8 5 号  
令和 3 年 5 月 1 1 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部水産振興課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 柳監査第 2 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 水産振興課

<b>指摘事項 (1) その他</b>
ア 修繕料が不足するとして令和2年3月10日に起票された予算流用申請書について、決裁権者の決裁を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 令和2年3月10日に起票した修繕料不足の予算流用申請書の決裁権者が産業経済部長であったにも関わらず、確認不足から水産振興課長の決裁に留まり、産業経済部長からの決裁の押印が漏れていた。
2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 令和2年3月10日に起票した当時の産業経済部長に押印漏れの説明と押印の依頼を行い、決裁権者の押印を受けた。
3 再発防止策の内容 予算流用申請書の作成後は、担当、及びその後の各決裁者によるチェックを注視し、決裁漏れのないよう再発防止に努める。

3 柳商ブ第 1 2 1 号  
令和 3 年 5 月 1 0 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部 商工・ブランド振興課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 柳監査第 2 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

## 産業経済部 商工・ブランド振興課

<b>指摘事項（支出事務）</b>
ア 令和2年7月9日に起票された中小事業者へのがんばる飲食店等家賃応援金（7月15日支払）の支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 事務上の遺漏のため</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 会計管理者に説明し、当該支出負担行為書に確認印を追印してもらいました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、商工・ブランド振興課内のチェック体制を徹底し、適切な事務処理に努めていきます。</p>

<b>指摘事項（支出事務）</b>
イ 令和2年7月7日に交付された柳川市販路拡大支援事業補助金2件について、商談会等の完了後に実績報告書が提出されていない。また、そのことにより、当該補助金交付要綱第11に規定する補助金確定通知書による交付決定者への通知が行われていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 交付決定した事業者へ実績報告書の提出を再三にわたり指導していましたが、未提出のために、補助金確定通知書による交付決定者への通知ができなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 交付決定した事業者から令和3年3月22日に実績報告書の提出がなされたため、3月24日に完了検査を実施し、補助金確定通知書による交付決定者への通知を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 補助金交付申請書提出時に、申請事業者に対し、事業終了後速やかな報告書の提出を求めることを強化します。</p>

<b>指摘事項（支出事務）</b>
ウ 柳川市ががんばる飲食店等家賃応援金申請書について、当該応援金給付実施要綱第5条に規定している「店舗等の賃貸借契約書の写し」に代わるものとして、要綱に定めのない様式を添付しているものがある。

措置等の内容	
1	原因 柳川市ががんばる飲食店等家賃応援金申請には、「店舗等の賃貸借契約書の写し」を添付するように規定しているが、賃貸借契約書が存在しない場合においては、「店舗等の賃貸借契約書の写し」に代わるものとして、国の家賃支援給付金の申請に準じた様式を使用したものであるため。
2	措置内容の概要 措置の状況『不措置』 今回、賃貸借契約書が存在しない場合において、国の家賃支援給付金の申請に準じた様式を「店舗等の賃貸借契約書の写し」に代わるものとして申請の受付を行いました。 既に給付金を支給しており不措置としました。
3	再発防止策の内容 今後は、当該様式を使用する起案及び決裁等を受けるなど適切な事務処理に努めていきます。

指摘事項（その他）	
ア	がんばる応援金事業に係る会計年度任用職員の費用弁償不足のため、令和2年8月3日に起票された予算流用申請書について、財政課長の審査が行われていない。
措置等の内容	
1	原因 事務上の遺漏のため
2	措置内容の概要 措置の状況『措置済』 財政課長に説明し、当該予算流用申請書に審査印を追印してもらいました。
3	再発防止策の内容 今後は、商工・ブランド振興課内のチェック体制を徹底し、適切な事務処理に努めていきます。

3 柳観光第 88 号  
令和 3 年 5 月 10 日

柳川市監査委員 中村 秀樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部観光課)

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 4 月 30 日付け 3 柳監査第 24 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

産業経済部 観光課

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ア 下記については、いずれも 200 万円以上の契約であるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳川むつごろうランドにぎわい創出事業委託契約</li> <li>・「飲食店支援情報サイト作成・運営事業」業務委託契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 事後になりましたが、説明を行い、決裁いただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>イ 観光案内所指定管理について、協定書に規定された事業報告書が提出されていない。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 平成 31 年度の事業報告書については、事後になりましたが、提出を求め、適正に処理されているか、確認行いました。 また、令和 2 年度の事業報告書についても、処理が終了次第、提出いただくよう求めています。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。</p>

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
<p>ウ 下記について、契約書第 9 条に規定された業務の成果に関する報告書が提出されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内ガイド実践及び研修業務</li> <li>・柳川フィルムコミッション事業</li> <li>・城堀環境整備業務（観光協会）</li> <li>・城堀環境整備業務（沖端商店会）</li> </ul>

措置等の内容	
1	原因 失念しておりました。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 平成 31 年度の報告書については、事後になりましたが、提出を求め、適正に処理されているか、確認行いました。 また、令和 2 年度の報告書についても、処理が終了次第、提出いただくよう求めております。
3	再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。

指摘事項 (1) 契約事務	
エ	むつごろうランド農道整備工事について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約内容が同規定と合致していない。
措置等の内容	
1	原因 確認不足でした。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』 契約締結済みであり、事業が完了しているためです。
3	再発防止策の内容 契約行為を進めるにあたっては、契約内容を再度確認するなど適切な処理に努めます。

指摘事項 (1) 契約事務	
オ	公表が必要な随意契約による建設工事について公表されていない。
措置等の内容	
1	原因 認識不足でした。
2	措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』 公表が遅れましたが、随意契約結果について市公式ウェブサイトで公表いたしました。
3	再発防止策の内容 今後は、このようなことのないよう、適切な処理に努めます。

3 柳農委第 5 2 号  
令和 3 年 5 月 6 日

柳川市監査委員 中 村 秀 樹 様  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広 巳 様

柳川市農業委員会 会長 松 藤 正 之

令和 2 年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)

令和 3 年 4 月 3 0 日付け 3 柳監査第 2 4 号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

## 定期監査における指摘事項の措置状況報告書

農業委員会

<b>指摘事項 (1) 契約事務</b>
ア 特例事業等業務委託契約について、契約書前文に記載すべき「乙」の氏名の記載がない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約書前文の「乙」に、受託者側として「柳川市」と記載すべき箇所を見落とし、記載せずに契約書を作成していたためです。
2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 すでに契約及び市への委託費収入が完了しているため不措置です。
3 再発防止策の内容 契約締結の起案段階で、契約書への記載漏れがないか事務局職員でチェックを入れ確認を徹底します。

## 柳川市監査委員告示第11号

### 定期監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年4月に実施した議会事務局、消防本部、教育部（生涯学習課）、監査委員事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年7月5日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 矢ヶ部 広巳

3柳消総第263号  
令和3年6月11日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市長 金子健次  
(消防本部総務課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和3年5月31日付け3柳監査第38号で提出された定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

定期監査における指摘事項の措置状況報告書

消防本部

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度命令権者の命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 出張する際に公用車運転日誌への記入はしたものの、旅費雑費の支給対象外地域との思い込みもあり、旅行命令の申請を失念していたものです。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、旅行命令書による申請及び決裁を行ったうえで、旅費雑費を遡及して支給しました。</p> <p>3 再発防止策の内容 出張する際は必ず旅行命令を受けた上で出張するよう徹底します。また、運転日誌を記入する際、当該出張の旅行命令が必要かどうかチェックし、確認することにより漏れがないようにします。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 宿泊を伴う旅行について、課長により命令を受けて旅行しているものがある。宿泊を伴う旅行については、柳川市消防本部事務決裁規程に基づき、消防長より命令を受けられたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 消防学校や研修施設等に宿泊して行われる教育、研修に限っては消防本部総務課長決裁、という誤った認識により事務を執行していたため。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況『措置済』 事後になりましたが、令和2年度に参加した消防学校や研修施設等に宿泊して行われる教育、研修にかかる旅行命令について、遡って消防長より決裁を受けました。</p> <p>3 再発防止策の内容 適正な事務処理にかかる認識共有の徹底を図るため、旅行命令簿綴りに「場所や内容を問わず、宿泊を伴う旅行は全て消防長による旅行命令を受けること。」と明示します。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 下記については、伺兼依頼書により起案されているが、予定価格が80万円を超えている

ため、柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定に基づき、起案文書により決裁権者の決裁を受けられたい。

また②については、①の見積額により価格を決定し、見積書を徴取していない。

① 医薬材料消耗品一式（令和 3 年 1 月 29 日起案）

② 医薬材料消耗品一式（令和 3 年 2 月 26 日起案）

#### 措置等の内容

##### 1 原因

柳川市物品の購入等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定を熟知せず、事務を執行したものです。

また②に関する契約については、当時は新型コロナの第 3 波が本市にも影響を及ぼした時期でありました。マスク等新型コロナ関連の在庫不足を引き起こさないことを念頭に、①で購入した消耗品のうち使用頻度の多い医薬材料消耗品をピックアップし、①で徴取した見積書の単価で追加購入を行ったものです。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

すでに当該契約の事務処理を完了しているため。

##### 3 再発防止策の内容

当該事務の所管である総務課総務係にて、適正な事務処理にかかる認識共有の徹底を図るため、「財務会計事務の手引」の該当部分に「予定価格が 80 万円を超える場合は、起案文書により決裁を受けること。」と追加記載し、再発防止に努めます。

また職場内において、追加購入の際にも必ず見積書を徴取する認識を改めて徹底するとともに、購入頻度の多い医薬材料消耗品については、単価契約とすることも検討します。

#### 指摘事項 (2) 契約事務

イ 下記について、契約金額が 200 万円を超えているが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。

- ・ 消防本部庁舎給水加圧装置修繕工事
- ・ 消防緊急通信指令システム保守業務

#### 措置等の内容

##### 1 原因

財務規則第 4 条の規定を熟知せず、事務を執行したものです。

##### 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

すでに当該契約の事務処理を完了しているため。

##### 3 再発防止策の内容

総務部長との合議が必要な事項を定めた一覧表を「財務会計事務の手引」に添付し、常に適正な事務処理にかかる認識共有の徹底を図り、再発防止に努めます。

指摘事項 (2) 契約事務
<p>ウ 下記について、伺兼依頼書及び契約締結伺書の起案により物品売買単価契約を締結している。伺兼依頼書は令和2年3月16日付で起案されているが、支出負担行為の手続きとなるため、会計年度開始前にこれを行うことはできない。</p> <p>当該伺書に係る購入の実態もないことから、このような場合にあっては、起案文書により決裁を受けられたい。</p> <p>また、契約書の作成について、契約事務規則第25条の規定に則っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度物品売買単価契約 (活動服一式、甲種制服一式、アポロキャップ、編上安全靴)</li> </ul>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>活動服一式をはじめとする物品の購入であるため、伺兼依頼書及び契約締結伺書により施行するものという固定観念により行っていました。</p> <p>また、契約事務規則第25条の規定については失念していました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>すでに当該契約の事務処理を完了しているため。新年度分については、伺兼依頼書及び契約締結伺書で施行していた分を、起案文書による決裁へ修正しました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>起案文書による物品購入へと決裁方法を変更し、契約事務規則に基づいた期間中での契約へと変更します。</p>

指摘事項 (2) 契約事務
<p>エ 消防ポンプ自動車の入札に係る仕様書のうち、積載品及び付属品の一つである防火服については、同一品を別途単価契約しているが、当該入札に係る予定価格の設定において、防火服の単価は、既に契約された単価を超えている。</p> <p>予定価格の設定については、市にとって不利になることのないよう慎重に行われたい。</p>
措置等の内容
<p>1 原因</p> <p>放水塔付消防ポンプ自動車の予定価格の設定にあたって、年度当初に別途行っていた防火服の単価契約のことを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』</p> <p>すでに当該契約の事務処理を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>特に積載品及び付属品の伴う契約にあたっては、年度初めに行う単価契約の物品等が含まれていないかを係長及び係員が相互にチェックし、再発防止に努めます。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
オ 救助ボート収納ボックス購入に係る請書について、履行期限に誤りがある。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 2月26日の契約で事務処理を進めていたが、請書提出が3月1日となり履行期限を修正すべきであったが失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 すでに当該契約の事務処理を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 請書の提出日がいつになるか分からないため、履行開始日を「契約締結日から」とし、履行期限の日数は手書きすることとします。</p>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
カ 消防用設備保守点検業務委託契約について、契約書第2条に規定する別表が綴られていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 保守点検の内容を示した契約書第2条に規定する「本署消防用設備保守点検業務委託内容」を作成し、当該業務受託事業者にも引き渡しておりますが、当該契約書事績へ綴ることを失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 すでに事務処理を完了しているため。</p> <p>3 再発防止策の内容 本署消防用設備保守点検業務委託契約書第2条内の条文を「別表」から「本署消防用設備保守点検業務委託内容」へ、より具体的な表現に改め、当該契約書に綴ることとします。</p>

2柳教生第630号  
令和3年6月17日

柳川市監査委員 中村秀樹様  
柳川市監査委員 矢ヶ部広巳様

柳川市教育委員会  
教育長 沖毅  
(生涯学習課)

令和2年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和3年5月31日付け、3柳監査第38号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、別紙「定期監査における指摘事項の措置状況報告書」のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

指摘事項 (1) 収入事務	
ア	生涯学習課が所管する施設の使用料について、下記のものがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免すべきでないものを減免している。</li> <li>・使用料の5割の額である冷暖房料を、部分的な使用であるとして少なく徴収している。</li> <li>・条例に規定のない方法により算定し、料金を徴収している。</li> </ul>
措置等の内容	
1	原因 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用の受付時に施設使用料の減免対象であると勘違いし、使用料を減免してしまった。</li> <li>・広い大会議室等の部分的利用が可能な諸室において、全室利用にも拘らず一部しか冷暖房を使用しなかったため、部分的な利用とし、部分利用料の5割として徴収していた。</li> <li>・施設利用者が多く諸室が不足しているため、広い諸室を条例の規定のない2分割利用とし、貸館をしていた。</li> </ul>
2	措置内容の概要 措置の状況 『一部措置済』 <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免した利用者事情を説明し、後日、徴収した。</li> <li>・当該施設へ、冷暖房料については、規定の料金を徴収するよう周知徹底を行った。</li> <li>・当該施設へ、条例に規定する算定方法で徴収するよう各施設へ周知徹底を行った。</li> </ul>
3	再発防止策の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の貸館を行っている現場職員に対して、定期的に研修等を行い再発防止に努めます。また、市民のために利用実態に即した施設利用方法も検討し、必要であれば条例を改正し、より良い貸館ができるよう努めます。</li> </ul>

指摘事項 (2) 支出事務	
ア	市民文化会館建設に伴う電波障害対策工事（北エリア）について、令和元年9月30日付で契約締結しているにもかかわらず、支出負担行為書を令和2年4月1日に令和2年度の現年度予算で起票している。支出負担行為書は法第232条の3及び財務規則第50条の規定により適正な時期に起票されたい。
措置等の内容	
1	原因 <p>電波障害は工事完了まで継続して発生することから、年度をまたぐ形となってしまいました。その際に、令和元年度に起こしておくべき負担行為の作成を失念してしまったものです。</p>
2	措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 <p>当該年度経過のため、不措置とします。</p>
3	再発防止策の内容

真摯に反省し、以後このようなことがないように職務を遂行してまいります。

#### 指摘事項 (2) 支出事務

イ 柳川市民文化会館電気設備付帯工事に係る支出負担行為書について、会計管理者の確認を受けていない。

#### 措置等の内容

- 1 原因  
決裁の際、戻ってきた文書が決裁完了であると思ひ込み、そのまま保管していたものです。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』  
事後になりましたが、経緯を説明の上押印いただきました。
- 3 再発防止策の内容  
決裁完了を十分に確認して、文書を保管いたします。

#### 指摘事項 (2) 支出事務

ウ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行しているものがある。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。(前年度指摘事項)

#### 措置等の内容

- 1 原因  
旅行命令簿が別件で決裁中に、新たな事案が発生して公用車で旅行したため、旅行命令簿に記載し忘れたままとなったものです。
- 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』  
旅行命令簿に正しく記入し、未払いとなっていた旅費雑費を支払いました。
- 3 再発防止策の内容  
旅行命令簿による事前申請の徹底に努めます。また、定期的に旅行命令簿と公用車使用簿の突合を行い、旅行命令簿への記載漏れがないが確認します。

#### 指摘事項 (3) 契約事務

ア 下記の契約について、施行令第167条の2第1項第1号による随意契約としているが、予定価格が同号に定める金額を超えている。随意契約を行うにあたっては、適用条項を確認し、起案文書に適用号数を正しく記載されたい。

- ・埋蔵文化財発掘調査に伴う空中写真撮影業務委託契約
- ・史跡案内板修繕契約（市内2カ所）

#### 措置等の内容

- 1 原因  
地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の別表第5の規定を理解していなかったため。

「6 前各号に掲げるもの以外のもの 市町村50万円」

監査委員指摘の契約は金額が50万円以上であり、第1号を適用すべきではなく契約の内容から第2号を適用すべきでしたが、経費節減を意識していたため、結果的に3者から見積りを徴取してしまいました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

民法上の契約効果に影響はないため不措置とします。

3 再発防止策の内容

事前伺い等で決裁権者含め各職責において、地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号数等を意識し確認する。

**指摘事項 (3) 契約事務**

イ 予定価格が3万円を超えているものは見積書の徴取を省略することはできないが、見積書が徴取されていないものがある。

**措置等の内容**

1 原因

いずれも見積書を徴した上で契約を締結しています。契約締結伺に見積書の添付が漏れたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

見積書の添付漏れであったため、添付した上で保管しています。

3 再発防止策の内容

見積書の徴取、添付漏れが無いか、厳重に確認するようにいたします。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ウ 市民文化会館記念式典看板製作業務委託契約について、予定価格表が未開封のまま契約締結に係る起案文書が起案され決裁されている。

**措置等の内容**

1 原因

打ち合わせ時で取り交わした見積を予定価格と誤認したまま業務を進めていました。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

事後になりますが、開封の上、予定価格と起案文書の相違がないか確認しました。

3 再発防止策の内容

以後このようなことがないよう、起案時点で十分留意いたします。

**指摘事項 (3) 契約事務**

エ 下記について、1者見積りにより契約の相手方を決定しているが、起案文書に業者の特定理由について記載がない。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとう市民会館作品制作業務</li> <li>・ありがとう市民会館作品額装業務</li> <li>・柳川市体育施設警備業務</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>1 者見積の理由があったにも関わらず、起案文書に業者特定理由を明記しなかった。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>契約が完了しているため、不措置とします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>記入もれがないか十分に確認を行います。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
<p>オ 下記の契約は契約金額が 200 万円以上であるが、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B &amp; G 体育館管理業務委託契約</li> <li>・ 雲龍の郷管理業務委託契約</li> <li>・ 市民文化会館舞台オペレーター業務委託契約</li> <li>・ 市民文化会館整備総合支援業務委託契約</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>総務部長への合議を失念しておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 措置済 』</p> <p>事後になりましたが、経緯を説明の上押印いただきました。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>今後このようなことのないよう契約書内容確認を徹底し、財務規則を遵守します。</p>

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
<p>カ 柳川市民文化会館カラー複合機賃貸借契約について、下記の誤りがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期継続契約であるにもかかわらず、財務規則第 4 条に規定する総務部長との合議が行われていない。</li> <li>・ 起案文書において、契約保証金免除の根拠規定の適用号数を誤記している。</li> <li>・ 契約締結に係る起案文書は令和 2 年 11 月 11 日に決裁されているが、契約日は同月 30 日となっており、契約書が契約事務規則第 25 条に規定する日までに作成されていない。</li> </ul>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部長への事前合議を失念していました。</li> <li>・ 契約書作成の際、確認不足でした。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約事務規則第 25 条に規定する日までに契約書作成するのを失念しておりました。</li> </ul>
<p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 一部不措置 』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後になりますが、経緯を説明の上押印いただきました。</li> <li>・ 当該年度が経過しているため、不措置とします。 (契約保証金の適用誤記、契約日指摘の 2 件)。</li> </ul>
<p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約事務の再確認と、チェック体制の強化を図ります。</p>

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務</b></p>
<p>キ 下記について、契約事務規則第 29 条第 7 号により契約保証金を免除しているが、契約金額が同号に定める額を超えている。契約保証金を免除するにあたっては、適用条項を確認し、適用号数を正しく記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民文化会館開館準備支援業務委託契約</li> <li>・ 市民文化会館舞台オペレーター業務委託契約</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因</p> <p>契約事務規則の確認不足でした。</p>
<p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>当該年度を経過しているため、不措置とします。</p>
<p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書作成の際、内容を十分に確認しミスが無いよう徹底します。</p>

<p><b>指摘事項 (3) 契約事務</b></p>
<p>ク 市民文化会館備品購入に係る契約について下記のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書に、契約保証金を免除する旨の根拠規定を「契約事務規則」とすべきところ「財務規則」と誤記している。</li> <li>・ 支払遅延に対する支払遅延利息の率が、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に基づく率とされていない。</li> <li>・ 随意契約により執行しているが、起案文書に随意契約に付する根拠規定の記載がない。</li> </ul>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認不足でした。</li> <li>・ 起案の際に根拠法令の記述が不十分なものがありました。</li> </ul>
<p>2 措置内容の概要 措置の状況 『 不措置 』</p> <p>当該年度が経過しているため、不措置とします。</p>
<p>3 再発防止策の内容</p> <p>契約書作成の際、チェック体制の強化を図ります。また、業者の選定理由と併せ、根拠条</p>

文記載に漏れがないように事務処理をしてまいります。

**指摘事項 (3) 契約事務**

ケ 雲龍の郷相撲ドーム土俵整備業務について、契約締結前に請求書を受領している。

**措置等の内容**

1 原因

契約締結起案を7月8日に行いその日に決裁を終え、請求書を7月22日に受け取っております。契約相手に契約書を渡したのが7月28日だったため、誤ってその日を契約書に記入しており、その誤りに気付いておりませんでした。

2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』

当該年度経過のため、不措置とします。

3 再発防止策の内容

今後このようなことのないよう契約書内容確認を徹底し、誤りがないか十分に確認します。

**指摘事項 (3) 契約事務**

コ 柳川市史有償頒布業務委託について、契約書第2条の委託期間が誤っているものがある。また、当該契約書は契約締結日の記入がない。

**措置等の内容**

1 原因

思い込みで誤った日付を記入し、また契約締結日については記入を失念したため。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

正しい日付に修正し、契約締結日は記入済。

3 再発防止策の内容

文書作成時に確認を徹底します。

**指摘事項 (3) 契約事務**

サ 参考史料(永江家文書)の売買契約について、契約事務規則第29条第8号を根拠に契約保証金を免除しているが、契約内容が同規定に合致していない。

**措置等の内容**

1 原因

契約事務規則第29条第3号を適用すべきところを規則の条文を読み誤っていたものです。

2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』

正しい号数に修正済。

3 再発防止策の内容

契約保証金の免除にあたっては、その根拠となる契約事務規則第29条の適用条項の内容を十分に確認し、正しい適用条項の記入に努めます。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
シ 市史編さん係のコピー複合機パフォーマンス契約について、契約書前文に記載すべき「甲」の氏名の記載がない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約書を作成する際に、失念していたため。 2 措置内容の概要 措置の状況 『措置済』 正しい氏名を記入済。 3 再発防止策の内容 契約書の作成にあたっては、誤りや記載漏れなどが無いよう十分に確認します。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ス 予定価格が3万円を超える物品の購入について、契約締結伺書が作成されていないものがある。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 契約伺書の作成を、失念していたため（手指アルコール消毒液購入分）。 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 当該年度経過のため、不措置とします。 3 再発防止策の内容 今後このようなことのないよう契約事務の再確認と、チェック体制の強化を図ります。

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
セ コミュニティ施設費において、一括発注が可能と思われる物品（パソコン・加湿空気清浄機）を入札に付すべきであるが、故意に分割発注し随意契約している。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の影響から製造メーカーがパソコンと加湿空気清浄機の生産が追いつかないほどの受注があり、注文しても、いつ納入できるかわからない状況であったため、一括発注が不可能と判断し、市民が1日でも早く安心して施設利用ができるよう1台ずつでも早く納入手続きができる分割発注を行った。また、緊急納入が必要であったため、入札に付すべき期間がなかった。 2 措置内容の概要 措置の状況 『不措置』 ・既に物品が納入され、事務処理が完了している。 3 再発防止策の内容 ・緊急性がある場合でも、できる限り入札に付するよう努めます。